

## 平成 30 年度からの入札制度の改正について

### 技術者の配置可能工事数の変更について

**趣旨** 配置予定技術者の不足により、事業者が応札できない案件を減らすため。

**概要** 平成 30 年度(平成 30 年 4 月以降公告分)から勝山市発注の工事で、請負額が 250 万円以上の工事の主任技術者となれる件数を最大 2 件から最大 3 件へと増加する。

### 応札時の【主任技術者】の要件

(旧)	(新)
主任技術者の資格がある。	主任技術者の資格がある。 <b>(変更なし)</b>
事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、他の工事の専任の主任技術者でない(請負額が 3,500 万円以上(建築一式工事の場合 7,000 万円以上)の工事)。	事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、他の工事の専任の主任技術者でない(請負額が 3,500 万円以上(建築一式工事の場合 7,000 万円以上)の工事)。 <b>(変更なし)</b>
事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、市発注の工事で、請負額が 250 万円以上の工事の主任技術者として配置されている件数が <b>1 件以内</b> である。	事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、市発注の工事で、請負額が 250 万円以上の工事の主任技術者として配置されている件数が <b>2 件以内</b> である。
↓	↓
<b>落札工事 + 1 件 = 最大 2 件</b>	<b>落札工事 + 2 件 = 最大 3 件</b>

### 社会保険加入について

**趣旨** 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的とする。

**概要** 勝山市発注の建設工事施工を元請・下請を含め社会保険加入業者に限定する。